



# 地域・職域連携推進事業の 推進について

厚生労働省健康局健康課  
保健指導室長 島田 陽子

# 地域・職域連携推進事業の開始の背景

## <青壮年層を対象にした保健事業>

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法等に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間のつながりなし）。

そのため、

○地域全体の健康状況が把握できない

○退職後の保健指導が継続できない

などの問題が発生

問題解決のために

地域保健と職域保健が**連携**し、  
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

# 連携の基本的な考え方

地域保健と職域保健における

「連携」とは・・・

健康教育、健康相談、健康情報等を共有化し、より効果的、効率的な保健事業を展開すること

情報交換・理解しあう場 = **地域・職域連携推進協議会**

互いの知恵  
を出し合う

P (計画や目標  
値の設定)

A  
(見直し、更新)

PDCA サイクル

D  
(実施)

課題を  
明確にする

C  
(評価)

# 地域・職域連携推進協議会の設置

地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の推進に寄与することを目的とする。

# 参考

## ○地域保健法第4条に基づく基本方針(最終改正:平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)

(地域保健対策の推進に関する基本的な指針より抜粋)

### 第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

#### 四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

## ○健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

(健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針より抜粋)

### 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 7 (省略)地域・職域の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。

# 都道府県協議会の役割

- 各関係者の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施 等

## ●構成メンバー

地域保健	都道府県担当課	保健所	市町村	等
職域保健	事業所の代表 労働局 共済組合連合会 商工会議所・商工会連合会		産業保健総合支援センター 健康保険組合連合会 農業・漁業組合連合会	等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 国民健康保険団体連合会 都道府県歯科医師会 都道府県看護協会 社会保険協会		労働衛生機関(予防医学協会等) 都道府県医師会 都道府県薬剤師会 都道府県栄養士会 大学・研究機関	等

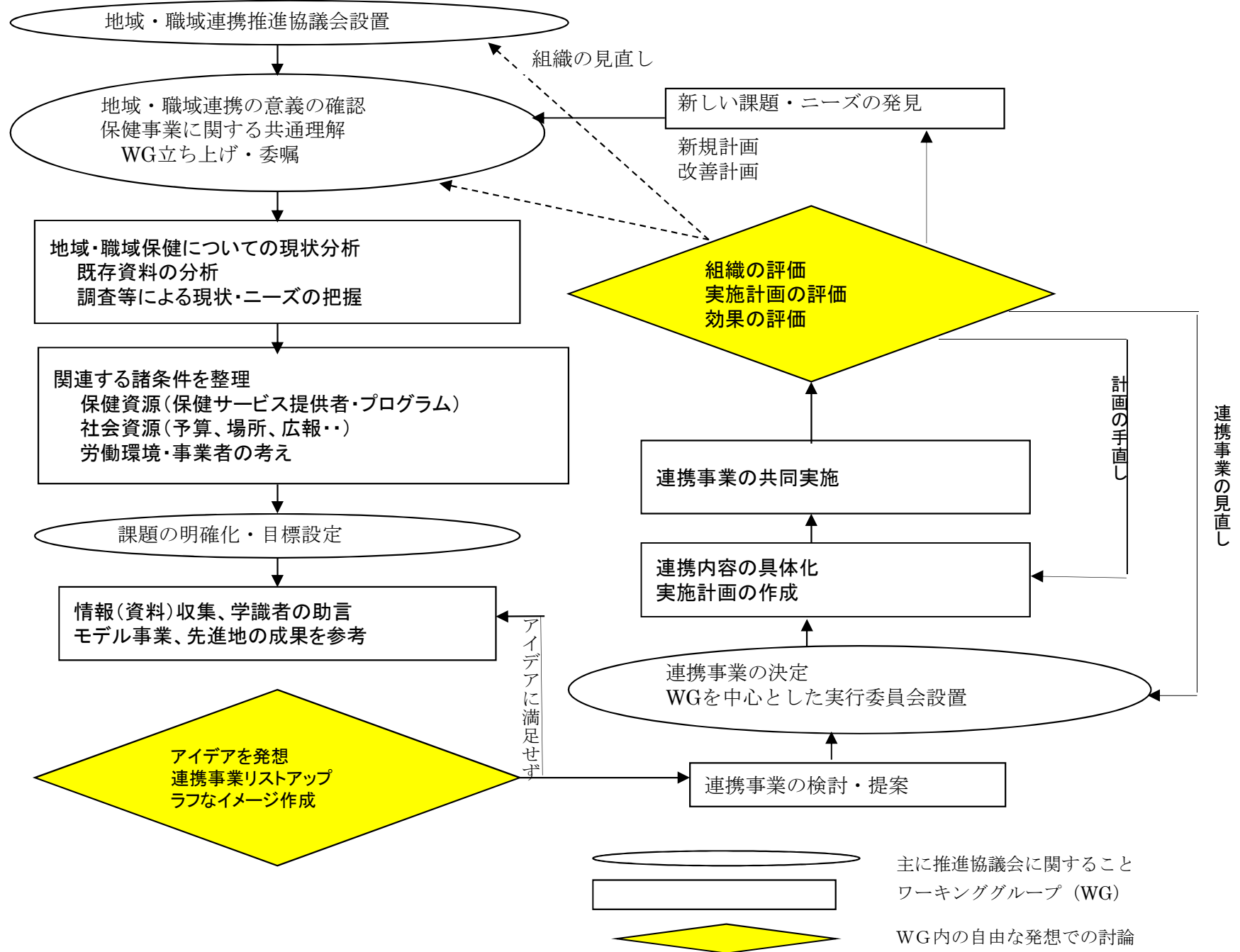
## 2次医療圏協議会の役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報 等

### ●構成メンバー

地域保健	保健所	市町村	等
職域保健	事業所 地域産業保健センター 健康保険組合 商工会議所・商工会	労働基準監督署 国民健康保険組合 共済組合 農業・漁業組合	等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 都道府県薬剤師会地区支部 都道府県栄養士会地区支部 食生活推進協議会	郡市医師会 都道府県看護協会地区支部 住民代表 大学・研究機関	郡市歯科医師会 就業者代表 等

# 地域・職域連携事業の流れ





# 地域と職域が連携して行う保健事業(1)

## 【特定健診・特定保健指導】

### ＜連携の必要性＞

- 高齢期に発症する生活習慣病は、就労年齢層における生活習慣にその端を発している事が多いため、生活と労働の視点を併せた保健指導を展開していくことが必要。  
(保健指導の手法や対象者に対するアクセスは、地域と職域では異なるが、互いに共有しながら進めていく必要がある。)
- 職域が実施する保健指導は、就労上の配慮等に重点が置かれており、かつ職住地域が異なるため、地域における生活習慣病予防に関する健康課題を意識し、地域特性を含めて評価する視点を持ちにくい。
- 保健指導後のフォローアップの際に、地域の社会資源の効率的な活用のため。

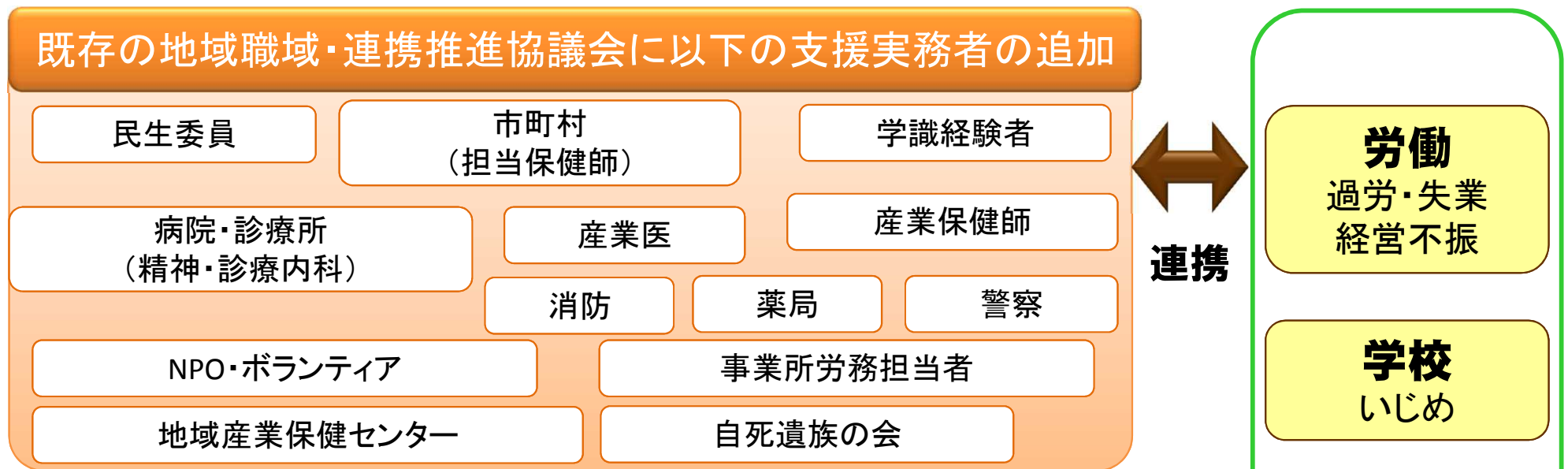
### 地域の実情に応じた具体的な連携例

- 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会の活動を進め、県単位、地域単位での評価や連携を行う。
  - ・地域・職域のデータを共同分析して、全国や地域別データと比較しながら評価を行う
  - ・人材育成や良好なアウトソーシング先について情報交換 等
- 今後は保健指導に利用できる資源を地域と職域が共有することにより、利用できるサービスの選択肢を増大させる。  
(保健指導教材、健康教育プログラムや施設、人材の活用など)
- 健診データを適切に引き継ぎ、対象者自身も退職前後の経年変化を理解しながら一貫した保健指導を受ける。

# 地域と職域が連携して行う保健事業(2)

## 平成23年度～自殺・うつ病等対策の強化

地域・職域連携推進協議会に新たに自殺・うつ病等に対応するための構成員を増員し、  
地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る機能を追加



## 地域の実情に応じた具体的な自殺・うつ病予防対策の連携例

- 企業を対象にアンケート実施し、事業所への出前講座の実施
- メンタルヘルスに関する研修会の実施
- 地域・職域連携推進事業で相談窓口の周知
- 職業性ストレスチェックの実施
- メンタルヘルス情報誌の発刊
- 健康意識調査(メンタルヘルスの状態とサポート)の実施 等

# 地域と職域が連携して行う保健事業(3)

がん検診受診率50%達成に向けた  
集中キャンペーン月間(毎年10月)

【毎年10月1日から31日(1ヶ月間)】  
「がん対策推進基本計画」の個別目標である「がん検診受診率50%以上」の目標達成に向け、国・企業・地方自治体・関係団体等が連携・協力して、がん検診の重要性に関する国民の理解と関心を高めるための各種取り組みを行い、受診率を向上させることにより、がんによる死亡者の減少を図るために実施するもの

『がん検診50%推進全国大会』  
(毎年10月のいずれかの土曜日)

趣旨：がん検診受診率50%に向けた集中キャンペーン月間の趣旨を一層高めることを目的として、がんに関する正しい情報をはじめがん検診の重要性を啓発するために実施プログラム：「平成25年度がん検診50%達成に向けた体験談コンテスト」表彰式、がん検診に関するトークショー等

地域の実情に応じた具体的な対策の連携例

- 広告、懸垂幕、電光掲示板等による周知
- パンフレット、リーフレット等の配布
- 講演会、講習会、パネル展示
- イベントの開催 等

国・都道府県・対がん協会  
・対がん推進企業



既存の地域職域・連携推進協議会



国民・企業・団体 等

<参考>

・がんと共に働く～まず一歩前へ～

<http://ganjoho.jp/pub/support/work/index.html>

・がん対策推進 企業アクション

<http://www.gankenshin50.go.jp/>

・がん対策推進 企業アクション「事業説明会」

[http://www.gankenshin50.go.jp/utility/2013\\_jigyosetsumei.html](http://www.gankenshin50.go.jp/utility/2013_jigyosetsumei.html)

# 平成28年度 地域・職域連携推進事業 概算要求額:58百万円

## 地域・職域連携推進事業

### 都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉  
 ・都道府県  
 ・保健所  
 ・福祉事務所  
 ・精神保健福祉センター  
 ・市町村  
 等

〈関係機関〉  
 ・医師会  
 ・歯科医師会  
 ・薬剤師会  
 ・看護協会  
 ・保険者協議会  
 ・医療機関  
 等

〈職域〉  
 ・労働局  
 ・事業者代表  
 ・産業保健総合支援センター  
 ・商工会議所・商工会連合会  
 等

#### 主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

### 2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉  
 ・保健所  
 ・市町村  
 ・住民代表  
 ・地区組織等

〈関係機関〉  
 ・医師会  
 ・医療機関  
 ・ハローワーク等

〈職域〉  
 ・事業所  
 ・労働基準監督署  
 ・商工会議所  
 ・健保組合  
 ・地域産業保健センター  
 等

#### 主な事業内容

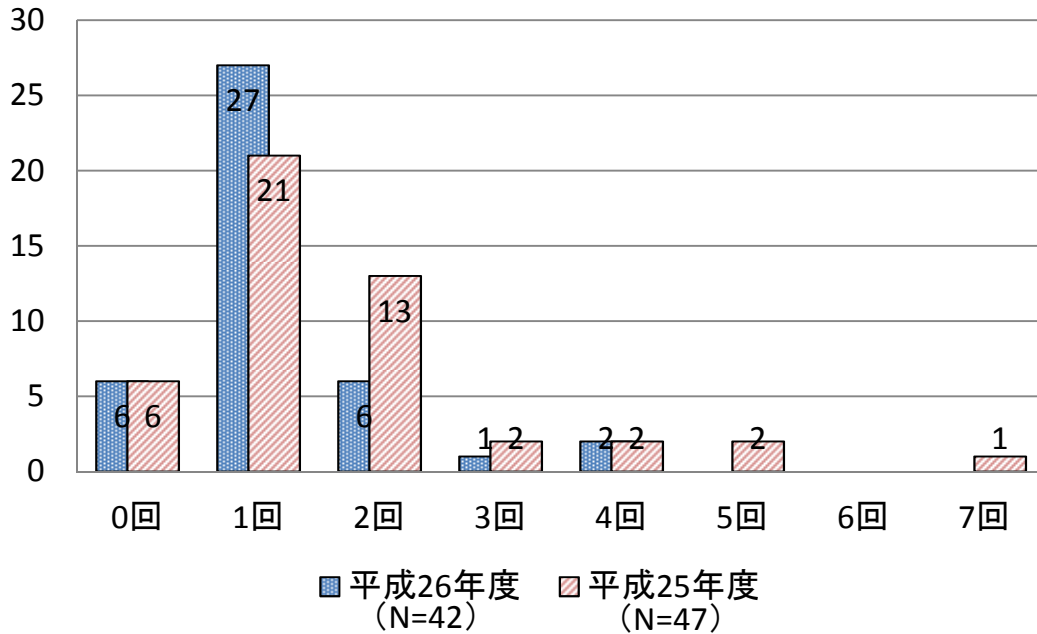
- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

# 地域・職域連携推進協議会の設置及び 実施状況に係る情報収集概要

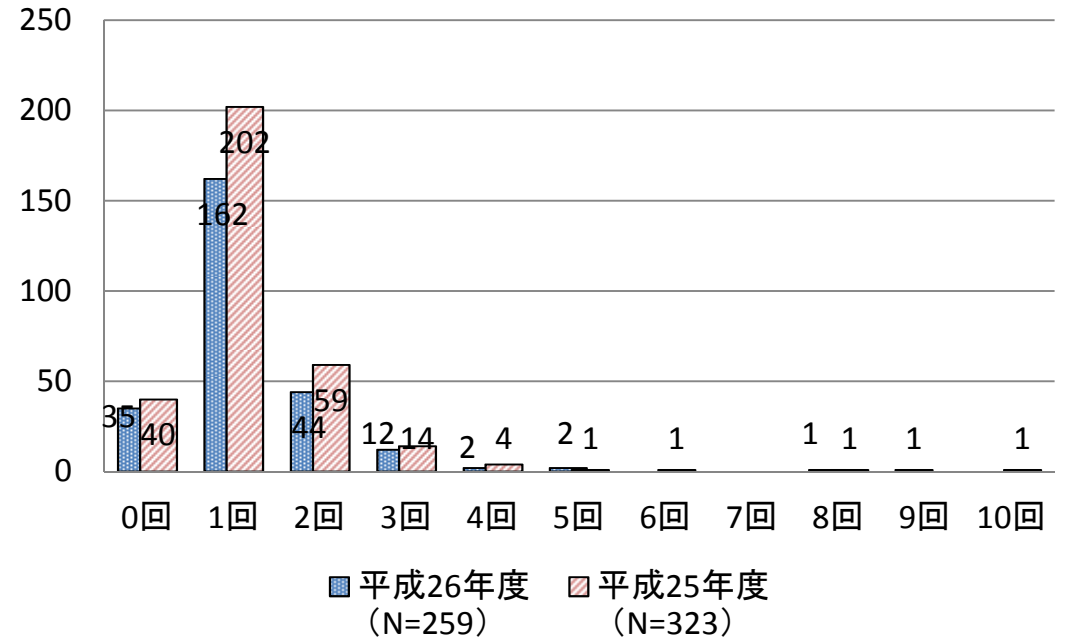
- 実施日：平成27年9月
- 対象：都道府県  
（都道府県協議会、二次医療圏・保健所協議会）  
保健所設置市・特別区
- 回収率：（平成27年10月5日現在）  
都道府県：89.4%（N=42）  
保健所設置市・特別区：67.4%（N=64）

# 協議会開催回数

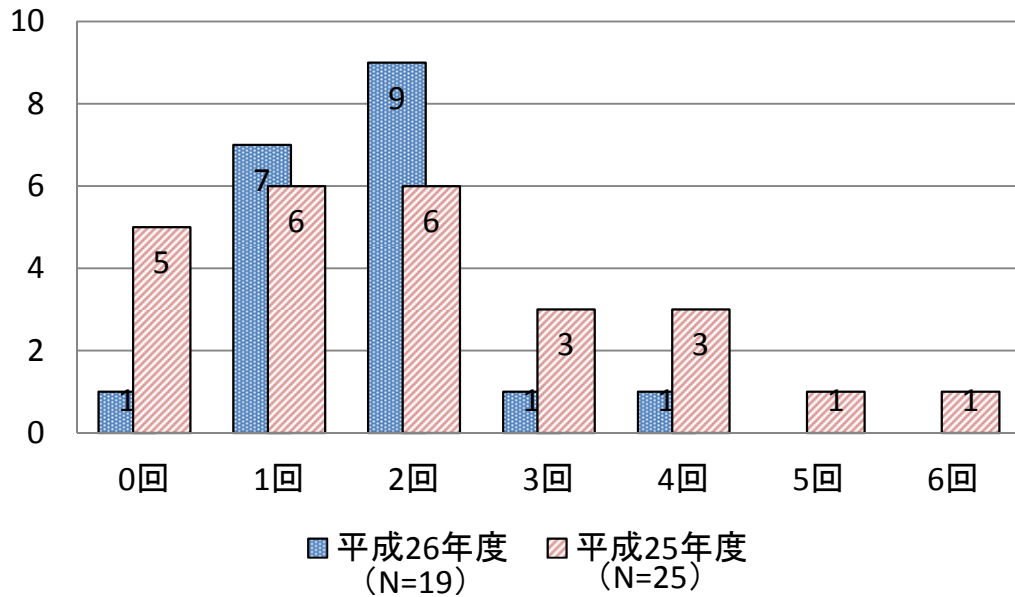
## 都道府県協議会



## 二次医療圏・保健所協議会



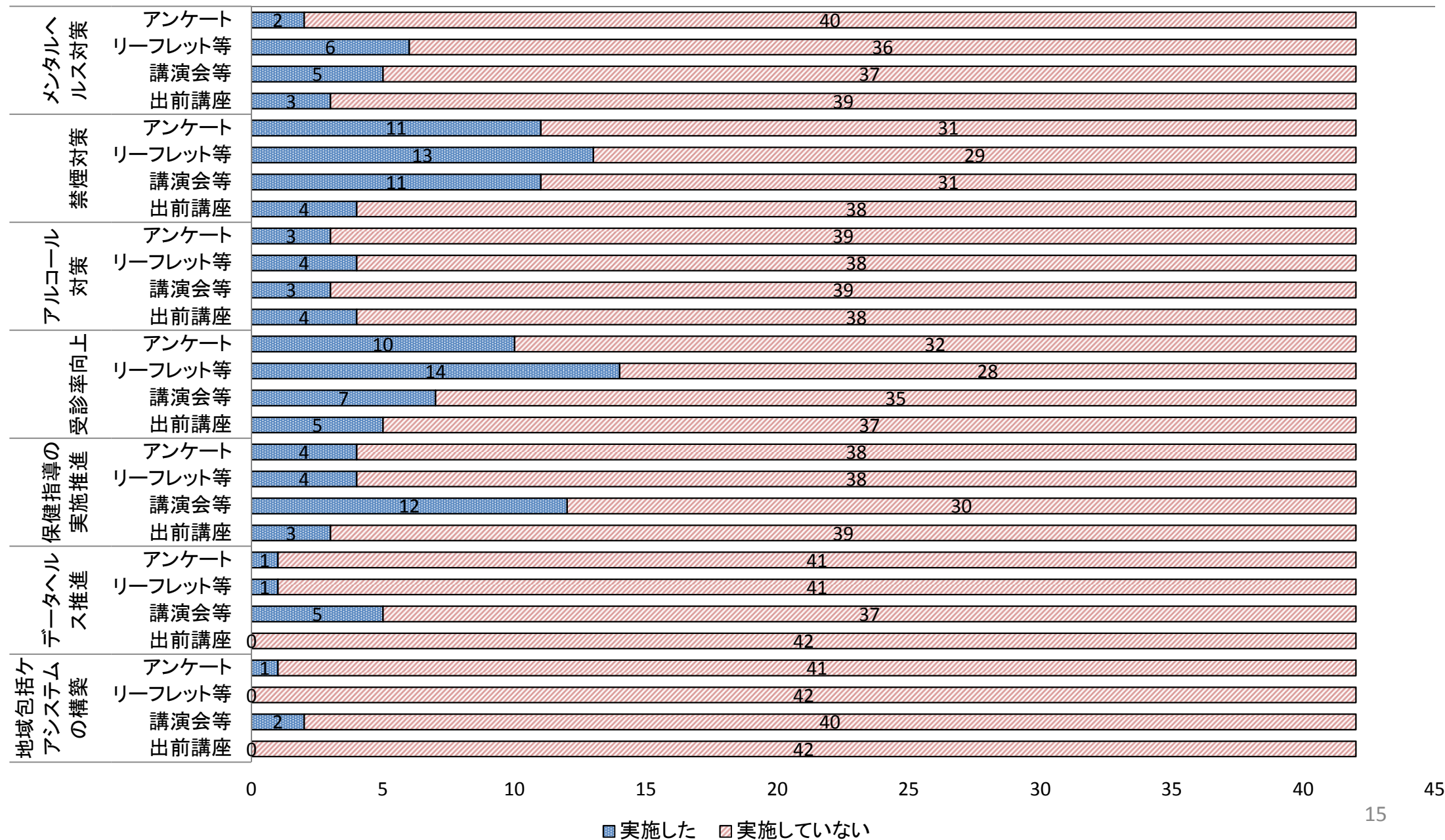
## 保健所設置市・特別区協議会





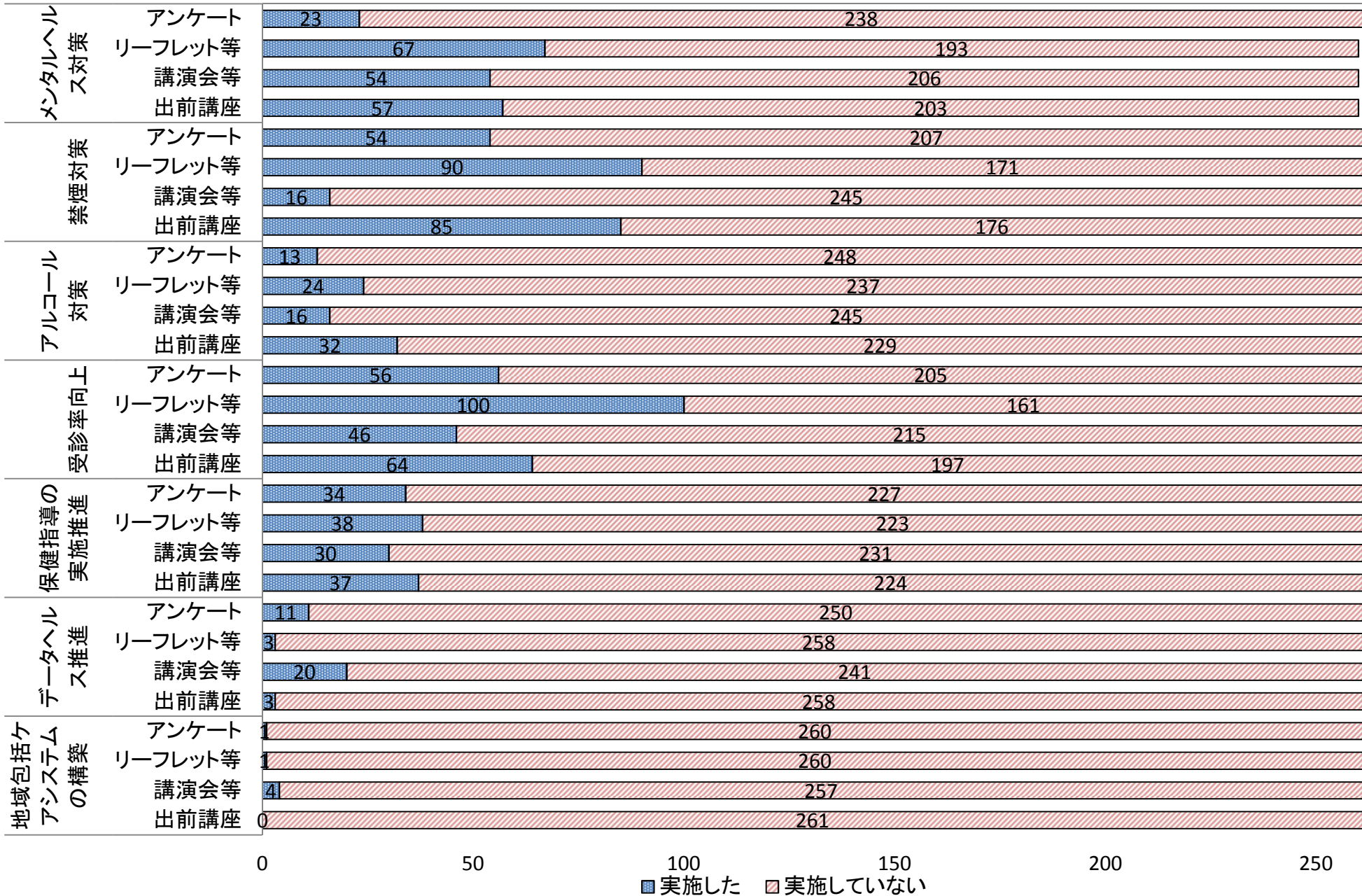
# 平成26年度の協議会における取組テーマと 取り組み方法(都道府県)

(N=42)



# 平成26年度の協議会における取組テーマと 取り組み方法(二次医療圏・保健所)

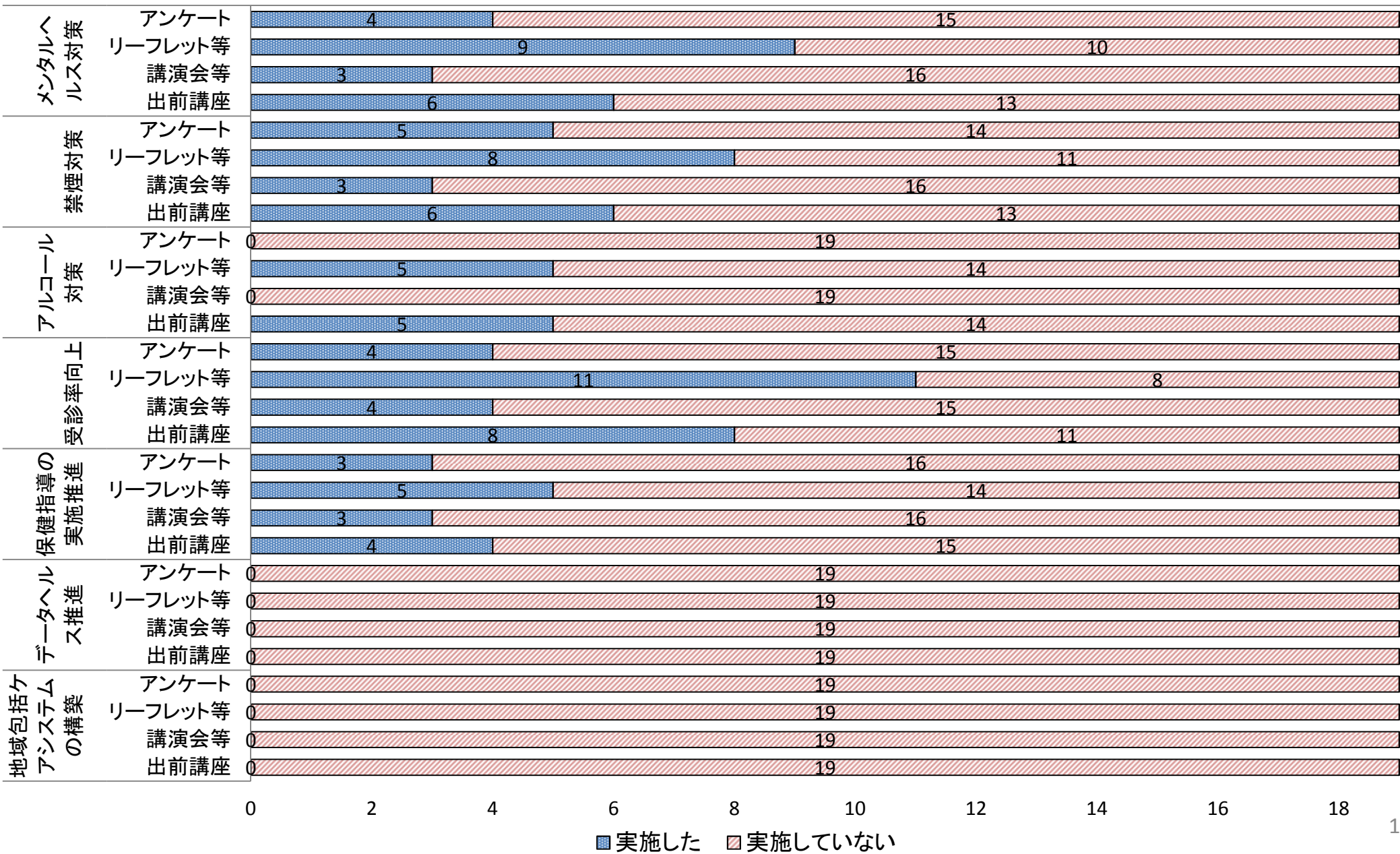
(N=263)





# 平成26年度の協議会における取組テーマと 取り組み方法（保健所設置市・特別区）

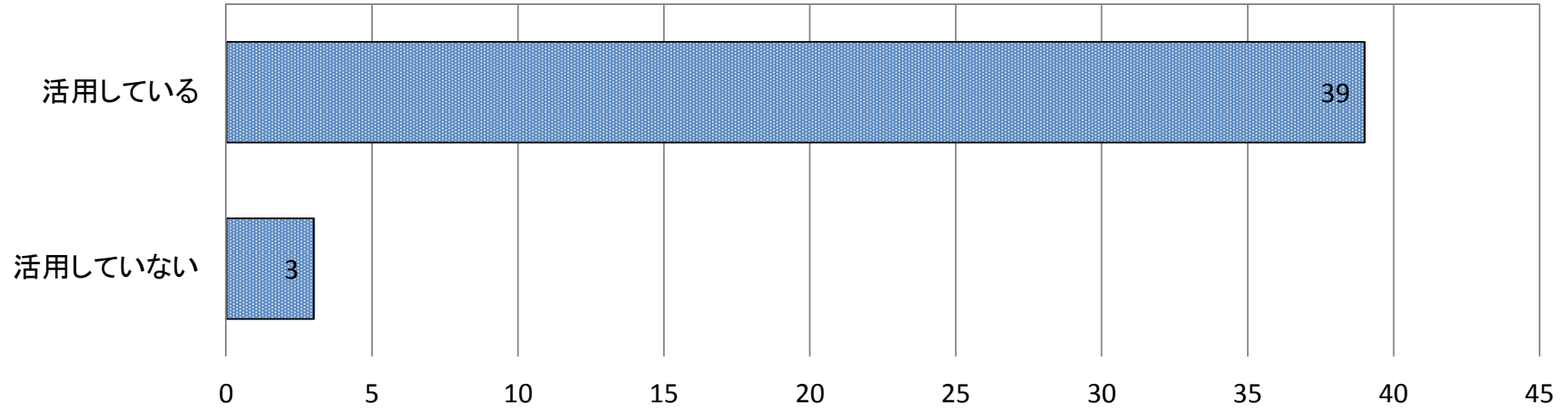
(N=19)



# 地域・職域連携推進事業ガイドラインの活用状況について(都道府県)

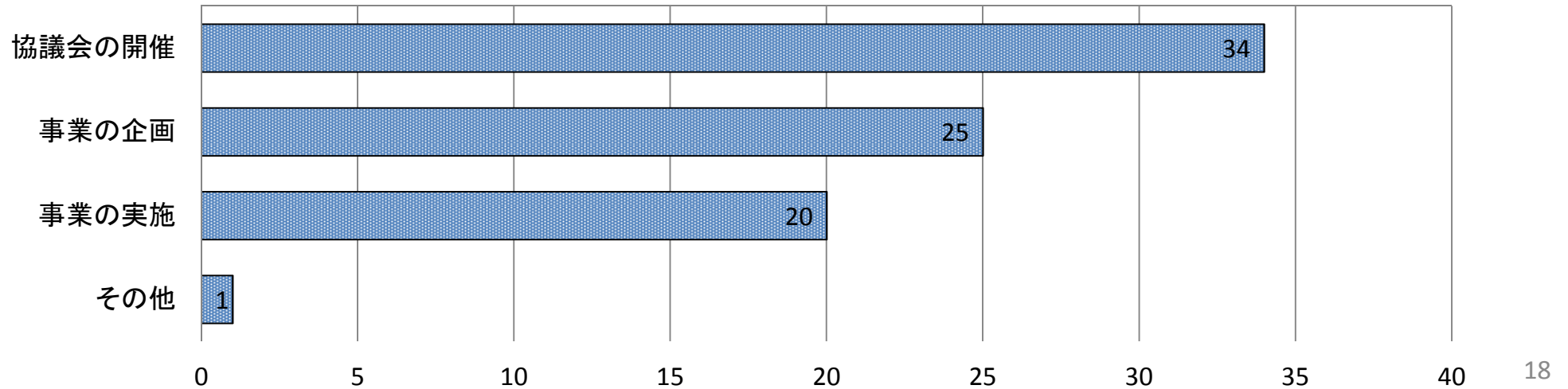
## ガイドラインの活用状況

(N=42)



## ガイドラインの活用

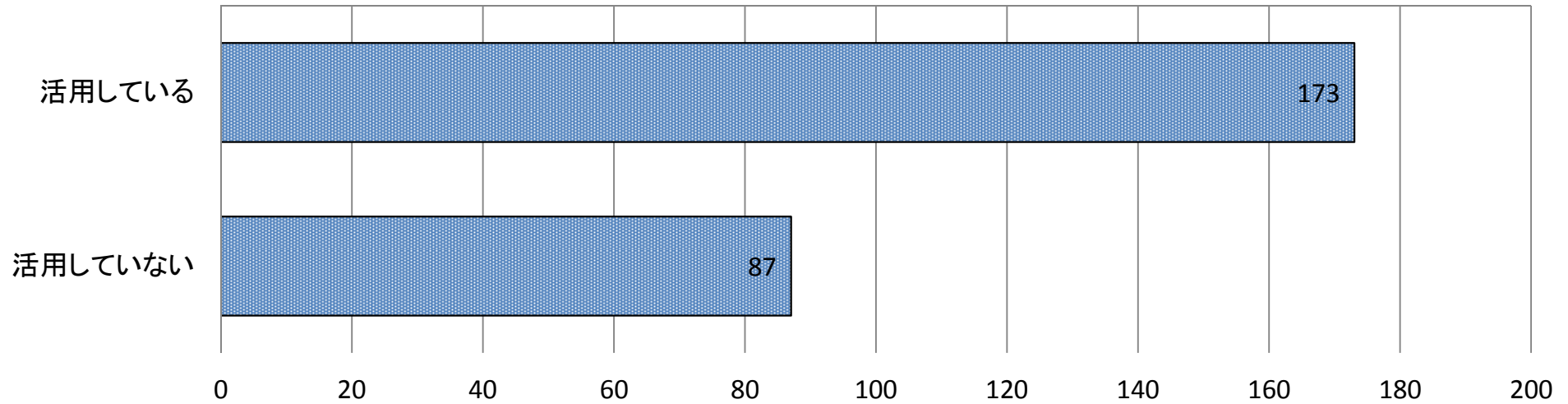
(N=42)



# 地域・職域連携推進事業ガイドラインの活用 状況について(二次医療圏・保健所)

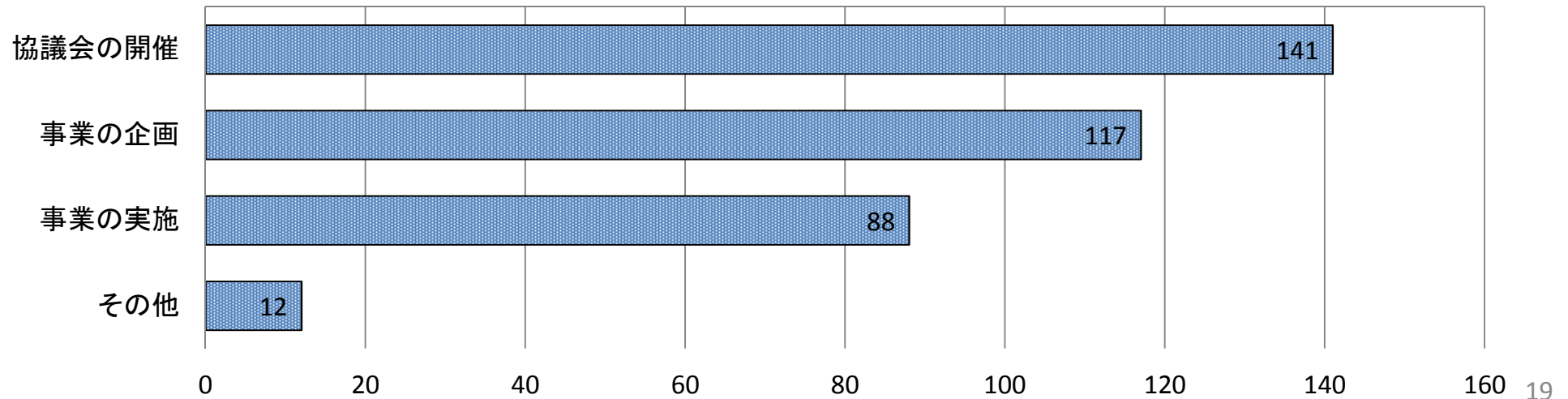
## ガイドラインの活用状況

(N=263)



## ガイドラインの活用

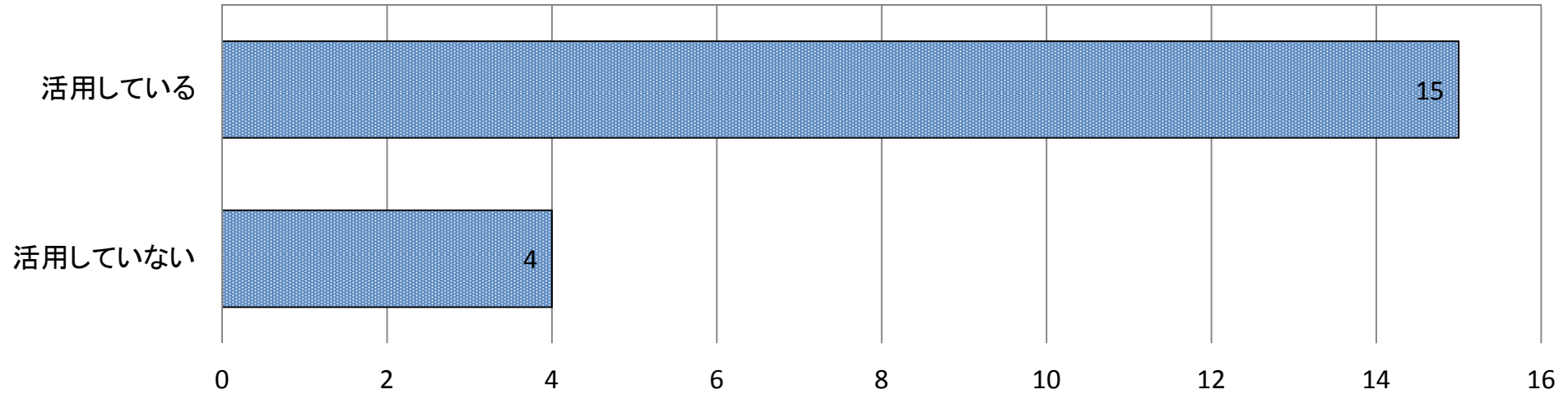
(N=263)



# 地域・職域連携推進事業ガイドラインの活用 状況について(保健所設置市・特別区)

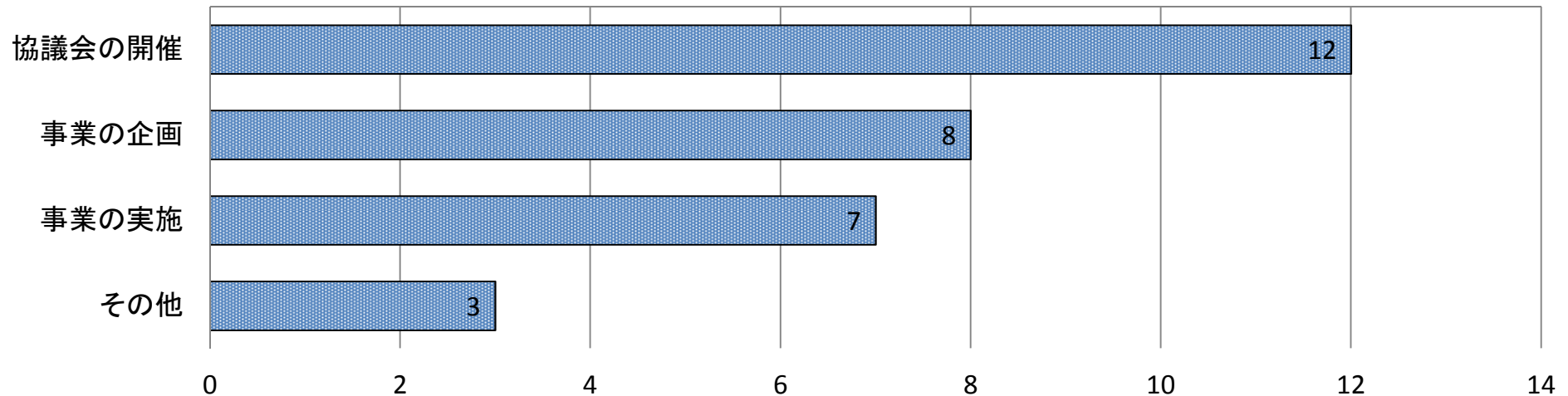
## ガイドラインの活用状況

(N=19)



## ガイドラインの活用

(N=19)





# 協議会の取り組みにおける課題 (都道府県)

- 活発に情報交換されているが、各保健事業等に関する分析や評価の実施には至っていない。
- 協議会のみではなく、事業担当者等の事務レベルでの協議の場が必要。
- 構成機関・団体が相互に連携した取組みを実施するまでには至っていない。
- 他協議会との関連についての体系的な位置づけができていない。
- 二次医療圏では取組みを行っているが、県全体として共通した取組みを進めるような課題の整理等ができていない。
- 協議会の役割が不明確でもあり、連携推進方策・事業についての協議には至りにくい。
- 県健康増進計画に関する評価指標の進捗状況の共有はできているが、目標達成に向けて、地域・職域で連携していくべき具体的な方策の検討が行えていない。
- 健康づくりへの取組に温度差がある事業所について、健康課題を分析・明確化することに一定の限界がある。
- 協議会では、健康増進計画の進捗管理を行っているが、各関係者の保健事業についての分析・評価までは行えていない。

# 協議会の取り組みにおける課題 (二次医療圏・保健所)

- 市町村の検診データは把握できるが、職域の検診データについては、二次医療圏域のものが入手できないため、現状把握やライフステージを通じた具体的な健康課題を明確にすることができていない。協議会の中だけでの課題発見は難しい。
- 協議会の開催ができていない。
- 職域では、労災の予防、事故防止に重点が置かれており、また、保健に関わる職員が未配置なことが多く、健康づくり対策の位置づけが低くなる傾向にある。そのため、職域との具体的な事業提案や検討、展開に至っていない。
- 課題が地域保健の取り組みやすいテーマになっており、職域の意見が出にくい。
- 事業所が健康行動を実践しようとする際に、継続支援できる受け皿は準備したが、経年的に健康が増進されたかを確認できるような仕組みが構築されていないため、到達状況を評価できない。
- ガイドラインに沿って構造評価(実施体制等)やプロセス評価(事業運営方法等)は可能だが、アウトプット・アウトカム評価(誰に提供し、どう結果が向上したか・事業実施成果等)が容易でない。

# 協議会の取り組みにおける課題 (保健所設置市・特別区)

- 協議会自体の開催頻度が少ないため、情報の共有という段階に留まり、現状分析というレベルまで到達できていない。(職域は健康は二の次で安全や衛生等が最優先される。)
- 地域・職域連携推進事業では、行政機関と関係機関が協働で実施しているが、本事業以外の地域保健と職域保健との関係構築ができていない。
- 協議会で決定したことが、各関係機関の具体的な活動につながるまでに時間がかかる。
- 協議会は開催しているものの、行政主体による提案・決定となっており、関係機関によって協議会への関わり方に差がある。
- 数値化して評価できる取組や事業を行っておらず、効果が見えにくい。

# 地域・職域連携推進事業の方向性 (都道府県)

- これまでの協議会は、特定健診・特定保健指導の実施率向上を中心としたテーマで実施してきたが、今後は、特定健診の結果やレセプトデータ等から地域の健康課題を抽出し、生活習慣病対策等の課題解決に向けた取組について検討、事業化し、関係機関・団体と連携して実践していく。
- 特定健診・がん健診が低調である中で、特に被扶養者の健診受診率向上や健康づくりを積極的に推進するための取組みや地域格差の是正等について協議する必要がある。
- 健康長寿社会づくりを推進するため、地域保健と職域保健の連携による推進体制の整備、保健事業の共同実施、健康情報の共有、保健医療資源の相互活用等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を進めていく。
- 健康増進計画の評価分析を行うことで、健康課題を明確にし、課題解決に向けた各々の役割を考え、連携推進方法等の検討を行う。



# 地域・職域連携推進事業の方向性 (二次医療圏・保健所)

- 圏域内の保健所(政令市含む)で開催している部会を活用し、事業所等職域保健の健康課題や地域保健との連携に関するニーズ把握を行い、それらの情報をベースに構成機関・団体と広域連携体制のあり方を再検討する。また、二次医療圏地域・職域連携推進協議会の役割を明確にする。
- 協議会を活用し、健康増進計画の評価や役割の確認、今後の健康増進計画のあり方の検討を行う。
- 健康づくりの実施機関の主体は市町村であり、働き盛り世代へのアプローチのため、市町村との連携を密にし、保健事業を職域と市町村と協働で実施していく。
- 健康増進計画に沿った進行管理や相互の情報共有を行い、個別課題には協議会活動にのみではなく、課題解決に向けた適切な連携体制を構築できるようにする。
- 特定健診・特定保健指導及びがん検診の実施率や有所見者率、精検受診率向上に向け、健康保険組合や国保との更なる連携強化を目指す。

# 地域・職域連携推進事業の方向性 (保健所設置市・特別区)

- 課題解決のため、各団体がより主体的に協議に参加できる体制を整え、連携事業の共同実施に繋げる。
- 健康増進計画の評価時に、職域の健康づくり取組状況を併せて評価し、職域と連携する分野についての検討を進めていく。
- 地域・職域連携推進事業の検討体制について検討を行う。
- 協会けんぽや市内健保組合、国保担当課等との実務者会議を設け、働く世代の健康づくりの推進を目指す。
- 現在、情報交換を主として実施しているため、今後より効果的な連携(課題の発見や協働事業の実施)ができるよう検討を行う。
- 今後、協議会の位置づけを見直し、全庁で健康づくりを推進する体制づくりを行ったため、今後は保健所だけでなく他部署とも連携しながら、住民の健康課題を共有し事業を展開していく。